

季刊

ほうてらす

春

Vol. 28
2014. 4

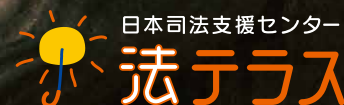
特集
02-05

裁判員になったら

法テラスインタビュー 06-07

もたい まさこさん

のぞいてみよう 法テラス 08-09 / スタ弁がゆく 10 / ほ法、なるほど。11



困ったら法テラス。まずはお電話を。(平日午前9時～午後9時
土曜日午前9時～午後5時)
お な や み な し

法テラス
サポート
ダイヤル

0570-078374

IP電話・PHSからは03-6745-5600

犯罪被害者
支援ダイヤル

な く こ と な い よ

0570-079714

IP電話・PHSからは03-6745-5601

震災法テラス
ダイヤル

お な や み レ ス キ ュー

0120-078309

www.houterasu.or.jp

🔍 法テラス

発行:日本司法支援センター(法テラス)本部／発行責任者:事務局長 相原佳子
法テラス本部 〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階 電話:050-3383-5333(代表)

裁判員になつたら

たとえば殺人事件の裁判。

平成21年5月までは、法律の専門家である

裁判官だけで審理し判決を下す制度でした。

裁判員裁判は、国民の健全な常識や

一般の人々の感覚を裁判に反映させるために始まった

身近で分かりやすい司法に向けての改革の一つです。

裁判所から自宅に通知が届く

どうやって選ばれるの？

だれが裁判員になるの？

裁判員に
年齢制限はないの？

裁判員をやるのに
資格はいらないの？



原則として辞退はできませんが、次のような場合には申し出をして認められれば、辞退できます。

- 70歳以上の人
- 地方公共団体の議会の議員
- 学生・生徒など
- やむを得ない事情で、裁判員の役目を果たすことが困難な人
(重い病気やけが、家族の介護、父母の葬式など)

仕事を休めないので
辞退したい

家族の介護で忙しいので
辞退したい

裁判員になる(選任手続)

裁判員になるのは何人？

裁判は
何日くらいかかる？



裁判員になって
仕事を休んだために
会社を
辞めさせられないか心配



知っておきたいこと

裁判員になれる人

裁判員の資格があるのは20歳以上の選挙権のある人。なることができないのは、義務教育を終了していない人、懲役・禁錮の刑に処せられた人、国会議員、司法関係者、警察官、自衛官、その事件の関係者など。

まずはくじで

各地の市町村の選挙管理委員会がくじで選んで作成した名簿に基づき、各地の地方裁判所で裁判員候補者名簿が作られます。公判期日が決まると、その名簿の中から、その事件を担当する候補者が選ばれます。候補者には通知が届き、参加できるかなどの質問票に答えを書き込んで返信し、約6〜8週間後に地方裁判所に行き、選任手続を受けます。

辞退したい時は

その後裁判所で

選任手続では、候補者の中から裁判員になる人を選ぶために裁判長から次のような質問を受けます。

- その事件と何らかの関係がないか
- 辞退希望の具体的な理由

(質問票だけでは辞退が認められなかった場合)
さらに、検察官と弁護人の意見を聴いて、その事件を担当しない人を候補者から除きます。残った人からくじ、またはその他無作為の方法で、その事件を担当する裁判員6人(事案によりこれに加えて補充裁判員※1)が決まります。なお、ひとつの事件で平均4〜2回※2の裁判期日が開かれます。

※1…裁判員の人数に不足が生じたときに裁判員になる。
※2…最高裁判所「裁判員裁判の実施状況について(制度施行)平成25年12月末・速報」より

役目を果たすために

仕事を持つ人が、裁判員に選ばれたら仕事を休むことになるります。裁判員として裁判に参加するために必要な休みの取得は法律で認められています。裁判員として裁判に参加するために会社を休んだことを理由とした解雇など、不利益な扱いは禁止されています。裁判員候補者として裁判所に行く場合も同様です。就業規則で裁判員休暇を認める規定を設ける企業も増えています。

裁判員あれこれ

「法テラスの取り組み」

法テラスには「スタッフ弁護士」がいます。スタッフ弁護士は、弁護士の数が少ない地域などで、民事事件(離婚事件や払いきれない借金の整理などの事件)と、刑事事件(犯罪を犯した疑いをかけられて捜査対象とされている被疑者や、起訴された被告人の弁護活動)などを担当します。

刑事事件の中で、特に重大な事件(殺人事件や強盗致死傷事件など)は裁判員裁判となりませんが、スタッフ弁護士もこれに関与しています。

また、法テラスの裁判員裁判弁護技術研究室では、裁判員裁判における弁護技術の研究と、スタッフ弁護士の弁護技術向上に向けた研修と支援を行っています。

法テラスサポートダイヤルでは、「逮捕された後の流れを知りたい」「起訴・不起訴とは?」「裁判員制度ってなに?」などの問い合わせも受け付けています。お気軽にお電話ください。
サポートダイヤル 0570-078374

なお、犯罪被害者支援ダイヤルでは、「犯罪の被害にあったがどうしたらいいかわからない」「被害者参加人の制度について知りたい」などの問い合わせを受け付け、犯罪の被害にあわれた方やご家族の方などを多角的にサポートしています。
犯罪被害者支援ダイヤル 0570-079714

「まさか自分が。
でもいい経験になりました。」

裁判員経験者 Mさん

平成24年夏、さいたま地方裁判所で開かれた強盗致傷事件の裁判員を務めました。もともと裁判員裁判に興味はありましたが、まさか本当に自分になるとは…。決まった瞬間は、期待より不安を感じました。

公判、評議ともに、とても緊張しましたし、戸惑いもありました。ですが、裁判員の負担を和らげるような裁判官の細やかな配慮により、自分なりに臆せず率直に意見を言うことができたように感じます。

一生懸命考え抜いた4日間を終え、とても疲れました。私が担当した事件は、被告人が事実を認めていましたが、そうでなかったり、死刑になるような事件だったら、判断はもっと難しかったと思います。

また検察官や弁護士の仕事も垣間見ることができ、私にとってこの経験はある意味「社会科学見学」となり勉強になりました。

裁判員を終え、刑務所見学にも行きました。自分が刑の判断に関わったので、知らないといけない気がして。もし裁判員になったら、自分のできる範囲でベストをつくし、無理をしないで使命を果たすことが大切だと思います。



呼出状(一番左)と裁判員バッジ(中央下)

裁判員になったら

裁判に参加する・評議する

どんな事件の裁判をするの？

刑を考えるのって
難しそう

必ず意見を
言わないといけない？

事件の写真を見て
気分が悪くなった…



知っておきたいこと

有罪？無罪？

裁判で有罪が確定するまでは、「被疑者や被告人を、罪を犯していない人として扱わなければならない」とする推定無罪の原則は、世界人権宣言11条などに明記され、世界的に認められています。日本では、憲法31条の適正手続の保障がその根拠となっています。また、刑事裁判では、検察官が被告人の犯罪を立証しなければ、有罪とはなりません。ひとつひとつの事実について証拠に照らし、確信できないときは、被告人に有利な方向で決める「疑わしきは被告人の利益に」という考え方です。

評議

被告人が無罪か有罪か、有罪の場合はどのような刑罰が相当かを議論します。評議は非公開で、傍聴人はいません。裁判員には、裁判官に遠慮することなく、積極的に意見を述べることで、ほかの裁判員の意見もよく聴いた上で納得できる結論をだすことが期待されています。

裁判員あれこれ

「罪と罰」

刑罰とは、有罪の判決を受けた人に対して、その生命、自由、財産を強制的に奪うことです。死刑、懲役、禁錮、罰金などがあります。罪の重さに相当する刑罰を与える必要があります。たとえば懲役刑や禁錮刑の場合、刑の期間が罪に釣り合わない被害者や国民、被告人自身の納得が得られず裁判の信頼を得られなくなるからです。また、刑罰には、犯した罪に対する制裁だけでなく、被告人を更生させるという目的もあります。懲役刑に処せられた者は、刑務所内で規則正しい生活と、刑務作業を義務づけられています。刑務作業をとおして、社会復帰後の生活の術を身につけます。

「国選弁護」

弁護人をつける権利は憲法で保障されていますが、お金がないなどの理由で被告人が自分で弁護人に依頼することができないことがあります。その場合は、国が弁護人を付けることが憲法上明記されています。これを国選弁護制度といい、2006年からは、被告人だけでなく一部の被疑者にも拡大されています。法テラスは国から委託され、国選弁護に関する業務を行っています。

「裁判の傍聴」

裁判所に行ったことはありますか？裁判はだれでも傍聴できます。公正な裁判をおこなうため、裁判は公開で行われます。地方裁判所は全国に50か所。裁判所見学ツアーや傍聴に興味がある方、是非参加してみたいかがでしょうか。

また、憲法では、「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪われない」（憲法第32条）と定め、刑事被告人には、「公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利」（憲法第37条）を保障しています。5月3日は「憲法記念日」、5月1日～7日は「憲法週間」です。

「想いをさせて

談…村木一郎弁護士」

社会にはルールがあります。弁護士が罪を犯した疑いのある人の弁護人になるのは、法の下で、適正な手続（due process of law）に則って事件が扱われるよう法律家として被告人のサポートをするためです。被告人が自分の身を守るのは難しいので、冤罪を防ぎたいという思いもあります。

弁護士の必要としている人の多くは、たくさん悩みを抱え、精神的に不安定になっています。刑事事件の弁護人を務める際は、被告人に寄り添い、心情や当時の状況をひとつひとつ考えながら丁寧に接しています。ある事件では、罪の意識を感じていなかった被害女性がなげない接見中の会話から、自分自身で犯した罪の重さに気づき、精神的に成長していききました。裁判員制度が始まってから、法廷は和やかになったと感じます。慣れない場所に緊張するとは思いますが、普通に生活を営んでいる人の、普通の気持ちや法廷に持ってきてほしいと思います。

村木一郎…1990年弁護士登録。東京弁護士会に所属。法テラス設立から6年間常勤弁護士として約3500件の国選弁護事件を担当。



判決

重い刑にするのは
気が重い

判決のあと
被告人はどうなるの？

保護観察付執行猶予判決

執行猶予とは、刑の執行を一定期間猶予し、その期間が過ぎれば刑の執行を受けないですむ制度。保護観察付執行猶予判決とは、猶予期間中、定期的に保護司※への現状報告など、監督を受けることを義務付けるもの。裁判員裁判が開始してから増加し、更生を期待して活用されていると思われます。対応する保護司の増員など保護観察制度の充実も望まれます。

※執行猶予中の者、仮釈放された者の指導・監督や、環境調整などを担当する。

5年経ちました

今まで、150万人が裁判員候補者名簿に掲載され、3万4千人が裁判員になりました。（平成24年は8,331人※1）

平成24年度の調査では、約半数の方が裁判員に選ばれる前は「やりたくなかった」「あまりやりたくなかった」と感じていましたが、裁判員として裁判に参加した方の95%が「非常に良い経験と感じた」「よい経験と感じた」と答えています。※2

※1…最高裁判所「裁判員裁判の実施状況について（制度施行より平成25年12月末・速報）」より
※2…最高裁判所「裁判員等経験者に対するアンケート調査結果報告書（平成24年度）」より

その日がくる前に。

女優

もたいまさこさん

テレビドラマに映画に数多く出演されている、女優のもたいまさこさん。もたいさん自身が、もしも裁判員に選ばれたらどうするか？を皮切りに、お話を伺いました。

自分の判断の責任が

あの柵ひとつで変わってくるんだな、と。

「今回は、もたいさんが裁判員になったらというシチュエーションで撮影させていただきましたが、実際、裁判員に選ばれたらどんな感じになるでしょう？」

もたいまさこ「今までの役の中で、法廷のシーンはあっても、傍聴席の柵から中に入った事がなかったんですね。被告人の役もやったことがないので。だから、今日は見え方が全く違いました、独特で。映画のための見学で、何度か裁判所には足を運びましたが、傍聴席とは明らかに違いますね。あの柵ひとつで、自分の判断の責任の大きさがかなり違ってくるんだな、と思いました。戸惑うとは思いますが、もし裁判員になったら、テレビでは結論しかわからない、犯罪を犯した人たちの生い立ちや、なぜその人が犯罪を犯したのかという理由が知れたり、民間の普通に暮らしている人たちが、自分たちの目線で質問できるということは興味深いですね。裁判員は、被害者に一番近い場所にいる人かもしれないですから。」

「裁判員を経験してみたいと思えますか？」

正直な話、迷うところではありますね。でも、来たらお引き受けするのが義務なんじゃないかな。

越えちゃいけない線を、いとも簡単に踏み外せるような時代になってきた。

「今日、実際法廷に入られてどんな印象ですか？」

重いですね。あの場所の空気感には慣れたくないと思いました。テレビでは、殺人や犯罪を扱ったドラマも多いですね。

今は、ドラマよりも本当の犯罪の方が先を行っているから、現実の事件の方が深刻でずっと怖いですね。日本人はこれはやらないだろうというのが揺らいできて、足下の危うさを感じるし、ある程度越えちゃいけない線があって、みんなそれを信じて働いていたのに、けつこういとも簡単に踏み外せるんだなと。日本人が少し違うところに行き始めるのかなという怖さは感じます。今、誰が何をしてくるか、ほとんど闇に包まれてる感じがして、何が起ころうともおか

しくない日本になってきたのかな、と。みんな切羽つまってきているのかもしれないですね。やっている人たちは、なぜそれを選んだしまったかの自覚は無いのではと思ったりもします。

「そういう切羽つまった人たちが、行き場の無い状況に陥らないようにするのも法テラスの一面なんです。」

だから絶対、その前に食い止めたという想いがあると思います。何をどうしていいかわからない人もたくさんいると思うから。

何かあってからじゃなきゃ、アタフタしないのが人ですから。

「そういう人たちのためにも、法テラスの存在がもっと知られる為にはどうしたらいいと思われませんか？」

フィクションで表現するのもひとつですね。例えば、法テラスで働く人が出てくるドラマを作るとかね。こんな風に人を助ける仕事があるんだって知ってもらえれば、若い人たちの職業選択の幅も広がっていくと思いますし。若い人の意見をもっと聞くのもいいです。コンビニにポスターを貼ったりするのはどうですかね。一番誰もがよく見るような場所です。そうやってもっとアピールする方法を見つけた方がいいかもしれないですね。実際に私も法テラスのことを知らなかったですから。

「なるほど！素晴らしいアイデアですね。最後にこの広報誌を読んでいる方たちに一言お願いします！」

これを手に取っていただけただけでも、何かあったらちゃんと後ろに居てくれる人がいるということがわかって、安心すると思います。だから本当にたくさんさんの人が興味を持ってくれるといいですね。何かあってからじゃなきゃ、人ってアタフタしないですもんね。こんなことを相談してもいいんだという事を最初からわかっていたら気持ち的に違うんじゃないですかね。「ほうてらす」を色んなところに置いていただきたいですね。

「ひとりでも多くの方々に「ほうてらす」が届くよう頑張りたいと思います。今日はありがとうございました。」

もたいまさこ「1952年10月17日生まれ、東京都出身。劇団「300」(さんじゅうまる)で活動後、映像分野へ進出。テレビドラマ「やっぱ猫が好き」で躍り人気がとなり、多数の作品に出演。代表作のひとつである、映画「それでもボクはやってない」では日本アカデミー賞助演女優賞を受賞。

法テラスの法教育

法教育とは、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育です。

法テラスでは、学校教育の段階において生きる力の育成に役立つ法教育の普及・発展を目指すとともに、社会人が実生活で必要とする実践的な法情報の提供に取り組んでいます。

今回は、その一環として行われた教育関係者が主対象のセミナーと、学校へのスタッフ弁護士派遣の取り組みについて紹介します。

乗り越える力は、法教育が育てる。－ 法教育セミナーin広島

平成26年2月9日(日)、法テラスは、新たな取り組みとして教員や教育研究者、学生などを対象とする法教育セミナーを、6団体が共催、10団体の後援、1団体の協賛のもと、広島市において開催しました。

当日は125名の参加者が、中学校・高等学校の各分科会に分かれて、法教育に関する理解を深めました。分科会ではまず、福井大学橋本康弘准教授、国立教育政策研究所大杉昭英部長が、法教育の授業の進め方などについて講義を行いました。

続いて、教員とスタッフ弁護士が協働で行った法教育授業の実践報告(尾道市立長江中学校堂崎翔太教諭と川嶋将太弁護士、広島市立基町高等学校河村新吾教諭と工藤舞子弁護士)と、模擬裁判授業の報告がありました。



高校分科会で講義中の大杉昭英部長

法教育授業実践報告にて、発表者の河村新吾教諭

法テラス広島の取り組み

法テラス広島では、広島修道大学法学部と連携し、常勤弁護士が豊田博昭教授のゼミ1コマを担当させて頂いております。ゼミの内容は、判例を事前に学生さんに読んでもらい、条文と判旨を確認するというものです。今回は、公序良俗違反による無効と強迫による取消が争点となる判例を読んでもらいました。民法等の法律が裁判においてどのように活用されるかは、なかなかイメージしにくいと思います。法教育では条文や知識の暗記ではなく、法律が実際の裁判や実社会のなかでどのように活かされているのか、という点を伝えていければと考えております。

また、法教育セミナーin広島では、中学校の先生と弁護士が協働して法教育の授業をする意義について実践授業報告と意見交換を行いました。

そのほかに、法テラス広島では常勤弁護士が、出前授

さらに、本セミナーの特徴となった参加型のワークショップでは、4人ずつの班に分かれて、「避難所に届いたシュークリームの分配方法」「新型インフルエンザへの感染が疑われる旅行者への対処」というテーマでグループ討議を行う模擬授業を体験。参加者同士で活発な議論が交わされ、多様な意見が発表されました。最後の意見交換会では、橋本准教授から、「法教育を広めるために、今回のようなワークショップ型の教員研修はとても意味がある」との発言や、川嶋弁護士から、「法テラスでは、出前授業などを行っているため、積極的に活用してほしい」との呼びかけがありました。法テラスでは、本セミナーでの経験を今後の取り組みに活かしていきたいと考えています。

業、ジュニアロースクール、職場体験学習など法教育に熱心に取り組んでおります。(法テラス広島常勤弁護士・川嶋将太)



のぞいてみよう 法テラス

それぞれの悩みの解決に向けて相談窓口を探したり、お金がない方に、無料で弁護士や司法書士との相談をできるようにすることに加え、法テラスでは、悩みを抱える多くの人の力になれるよう、さまざまな取り組みをしています。

今号では、福島県二本松市にある被災地出張所「法テラス二本松」と、法的なものの見方、考え方を育む「法教育」のイベントについて紹介します。



福島県二本松市

法テラス二本松

市民が気軽に立ち寄れる場へ

平成24年9月30日、福島県二本松市にオープンした「法テラス二本松」は福島県初の被災地出張所です。東日本大震災の後、二本松市では、浪江町等から約3,000名の避難者を受け入れ、浪江町の仮役場も置かれています。二本松市民以外にも利用いただける相談の場として法テラス二本松が出来ました。広々とした事務所は、二本松市・本宮市・大玉村が提供してくださったもので、相談室の数も豊富です。入口を開けると、目の前には大きな掲示板があり、ぬり絵が一面に飾られています。法テラスを「遠い存在」から「市民が気軽に立ち寄れる場」へとイメージチェンジするため、職員が広報活動の一環として訪れた幼稚園で、園児にぬり絵をしてもらいました。実際に、展示された作品を見に来られるご家族の方もいます。法テラス二本松では、今後、書道やアートの展示も考えています。



法テラス二本松職員 左から菅野さん・佐藤主幹・大内さん

法テラス二本松の相談実績

法テラス二本松における開所から平成26年2月28日までの法律相談・専門家相談の件数は1,975件です。相談内容は原発事故に関するものが多くあります。しかし、「相続・

離婚など」家族に関する相談は34%、「金銭事件」25%、「住まい・不動産」15%といった相談も多数寄せられています。相談傾向は開所当時からあまり変化がありませんが、法テラス二本松の職員は最近の相談について「弁護士・司法書士費用の立替制度(代理援助・書類作成援助)に繋がる相談が増えてきています。家庭問題でも最近ではDV(家庭内暴力)相談が増えたり、控訴審に関する相談があったりと事件が複雑化してきています」と述べています。

身近な法テラスを目指して ～リレーセミナー～

法テラス二本松では昨年度、各種専門家による市民向けのリレーセミナーを開催しました。司法書士や税理士に続き、今年2月に行った「遺言のすすめ」では弁護士が講師を担当しました。参加者は熱心にメモを取ったり、質問をしたりと真剣な表情です。参加者からは「わかりやすい説明でよかった」「毎週2回程度セミナーを開催して欲しい」等の声をいただいています。佐藤俊英主幹は「税理士や社会福祉士など名前は耳にしたことがあっても実際、どのような相談ができるのか分からないという方が多いです。セミナーを通じて法テラスは勿論のこと専門家をもっと身近に感じて欲しい」と述べています。



社会保険労務士による「年金あれこれ」(1月)

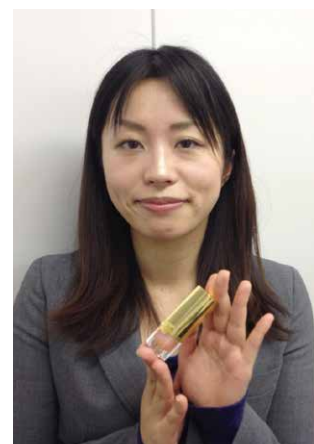


担当の横裕康弁護士は、原発事故直後の献身的な活動でも知られる弁護士会副会長(当時)。大雪で少人数ながら白熱の講義。(2月)

スタ弁がゆく

法テラス千葉法律事務所

加藤 梓 弁護士



スタッフ弁護士（スタ弁）は、法テラスの法律事務所働く弁護士です。千葉法律事務所の加藤梓弁護士は、これまで「婚活リップ」と呼ばれる勝負用の口紅を手に、日々、依頼者のために戦っています。その勝負人生の一幕をのぞいてみましょう。

普通の女子が、弁護士になった

9歳の頃、父と一緒にいたときに交通事故故にありました。相手が不誠実で、弁護士に頼もうと思ったのですが、誰にどう頼めばいいのかわからず、お金もかかるし敷居も高くて、すごく困りました。そのとき、漠然と「風邪をひいたとき近所の病院に行くように、気軽に相談できる街の弁護士になりたい」と思いました。

その夢を抱いて大学では法学部に入りましたが、ひたすら勉強に打ち込むというより、オシャレもするしお酒も飲むし恋もする普通の女子でした。ロースクールの進んで司法試験の勉強中は、よくバツティングセンターに行きました。空振りでも、思いつ切りバットを振ったときの気持ちよさが好きでした。

子どもの頃は、弁護士というドラマの印象が強く、「頭がいい」とか「正義のために」とか、少し遠くにいるイメージでした。でも、いざ自分になってみると、思っていたよりずっと相談に来る方に身近な仕事です。法廷で依頼者の代理人としてキラキラ輝いて見える先輩弁護士も、依頼者の話をよく聞いて、泥臭く調べて、書類をたくさん作って、日々の地道な活動があつてこそなのだと思いました。

駆け出しの頃

依頼者に心配された

駆け出しの弁護士1年目の頃、振り込め詐欺に関与した依頼者の弁護をしました。ある日、裁判の準備のために警察署に会いに行ったあと、手紙が届きました。「先生、顔色悪かったけど大丈夫ですか？心配です。」半年間に及ぶ裁判

の結果、執行猶予付きの判決が出たとき、自然に涙が溢れました。

多くの事件を担当していると、犯罪や困りごとに慣れてくることがあります。でも、弁護士として大切なことは、常識を失わないこと。相談に来る方にとって、ひとつひとつの事件は普通のこじやないという感覚を持ち続けることだと思います。

これからもずっと街の弁護士を目指す

千葉法律事務所では、定期的に裁判員裁判の弁護技術を磨く勉強会を行っています。私も今、覚せい剤密輸事件の



TT法に取り組むスタ弁たち（右から2番目が加藤弁護士）
※TT法とは、付箋に被告人に有利な事実と不利な事実とその理由を書いて、グループ分けしながら整理して、ストーリーを組み立てる弁護技術。

裁判員裁判を担当しているのですが、行き詰まったときに違う視点から意見をもらえるので、すごく考えが深まります。ひとりりて出来ることには限界がありますが、ここには9名のスタ弁がいます。熱さ、優しさ、クールなカッコよさ、仙人っぽさ、ひとりりひとり個性は違いますが、司法の救済が必要な人たちのために頑張ろう！という同じゴールに向かっていきます。これからもずっと、誰でも気軽に相談できる「街の弁護士」を目指して走り続けます。



地元のお祭りで子ども神輿を引っ張っているところ

加藤梓弁護士…2010年司法試験合格。趣味は、法廷ものの映画を見ながら突っ込みを入れること、ストレス解消法は、漫画喫茶で少年マンガを読むこと、ギョウザを食べながらビールを飲むこと。小さな喜びを感じることは、ポケットに入れたままにしておきます。

※この記事は平成26年2月時点のものです。

ほ法、なるほど。

裁判員制度が根づくには

法テラス理事
元日本経済新聞論説委員

安岡 崇志



戦前から戦中にかけての一時、日本では約500件の陪審裁判が実施された歴史をご存知でしょうか。

裁判員制度の構想を練っていた司法制度改革審議会は2001年1月、政治学者の三谷太一郎成蹊大教授を会議に招きました。戦前に陪審制度ができた経緯を解説してもらったためです。

この場で三谷教授は、国民が裁判に参加する司法制度には民主的政治制度の側面もあると強調してこう述べます。「大正デモクラシー期に、最有力政党である立憲政友会の主導で実現した。陪審制の成立は、戦前日本の政党制の成立過程の極めて重要な局面だ」。

裁判員制度を改革審が正式に提案したのは、今から10年以上前になります。が、実はそのまた10年以上前に、最高裁は国民を裁判に参加させられないか下調べを始めていました。

当時の矢口洪一長官の発案で、現役裁

判官を外国に派遣し、陪審制などの実情を調査させたのです。矢口氏の著書から要約すると「職業裁判官のみによる裁判は市民感覚と遊離しがちになる。市民の感覚や意思を裁判に直接反映させる外国の制度を日本に適用できないか研究する」目的でした。

矢口氏は、40代のころ米国に出張した折に飛行機に乗り合わせた地元の女性から「陪審こそ民主国家アメリカの誇りである」と熱く語りかけられたことがあるそうです。著書でこの経験を披露したあと、矢口氏は記します。

「あの米国人女性が持っていた」民主主義への確信が、日本の国民の間に根づくかどうか（国民が裁判に参加する）制度導入の力ぎであらう」

「制度導入の力ぎ」を「制度定着の力ぎ」と読み替えれば、裁判員制度が始まって5年になる今でも、重みを失わない言葉に思えます。



NEWS

バトンタッチ

3年間理事長をつとめた梶谷剛弁護士の想い



2011年3月11日。私が理事長職に内定したのは東日本大震災が発生したちょうどその日のことでした。今日まで、法的問題で困っている多くの方々のお役に立てるよう、全力で被災地支援に取り組んできました。
なにかにお困りで悩んでいるあなた、それが法律問題なのか分からなくても、法テラスに電話してください。「相談してよかった。」と思っていただけるよう、問題を解決するための道を、関係する様々な機関の皆様と協力しながら、親身になって探します。司法を身近にするための司法制度改革で「法テラス設立」「裁判員制度開始」「法曹人口の増加」を3本柱としてスタートしました。
すべての人は法律で守られ、権利を実現することができます。
この春、法テラスは設立から9年目を迎えました。
より充実したサービスを提供できるよう、これからも成長し続けることを願っています。

編集後記

今回、表紙の撮影を横浜地方裁判所で行わせていただきました。初めて裁判員席に座り、法壇（裁判官や裁判員が座る席）の高さは、着席すると被告人と同じ目線になるよう設計されていることを知り、裁判員裁判導入への配慮を感じました。今年度も、たくさんさんの情報を広く伝えられるよう、現場に取材に赴き広報活動を行いたいと思います。（M.M）

【ご連絡・ご意見・ご感想はこちらにお寄せください】
法テラス本部 総務部 広報室
〒164-8721
東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階
TEL:050-3383-5348
E-mail:kouhou24@houterasu.or.jp